奈良広域水質検査センター組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による奈良広域水質検査センター組合の規約変更について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成18年12月13日提出

生駒市長 山 下 真

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合規約(平成7年4月1日奈良県指令地第1号) の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合市町村の職員のうちから、管理者が命ずる。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、組合の条例でその定数を増加することができる。

第12条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合会の同意を得て組合会の議員及び識見を有する者 のうちから選任する。この場合において、組合会の議員から選任する監査委員 の数は1人とする。

第13条を次のように改める。

(職員)

- 第13条 第10条第1項、第11条及び前条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置く。
- 2 組合の一般職の職員の定数は、組合の条例で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。